

和木町通話録音装置貸出事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、高齢者等に対し、通話録音装置（以下「装置」という。）を貸出すことで、消費者被害を未然に防止するとともに、被害防止の普及啓発を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 貸出事業の対象者は、町内に住所を有する65歳以上の者（以下「高齢者」という。）であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) ひとり暮らしの者
- (2) 高齢者のみで構成される世帯の者（前号に掲げる者を除く。）
- (3) 日中に、住居に高齢者のみとなることが常態である世帯の者（前2号に掲げる者を除く。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(利用の申請及び決定)

第3条 装置を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、通話録音装置利用申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、装置の利用の可否について速やかに決定し、通話録音装置利用承認（不承認）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(装置等の貸出し)

第4条 町長は、前条第2項の規定により装置の利用を承認した者（以下「利用者」という。）に対し、次に掲げるもの（以下「装置等」という。）を貸与する。

- (1) 装置（本体）
- (2) ACアダプター
- (3) モジュラーケーブル
- (4) 取扱説明書

2 貸出しする装置は、1世帯1台とする。

(貸出期間)

第5条 装置等の貸出しを行う期間は、貸出しの日から1年とする。

(装置等の管理)

第6条 利用者は、貸出しを受けた装置等を善良な管理者の注意をもって使用し、

及び管理しなければならない。

2 利用者は、貸出しを受けた装置等を譲渡し、貸与し、又は担保に供してはならない。

3 利用者は、貸出しを受けた装置等を損傷し、又は亡失した場合は、直ちに町長に届け出なければならない。

(装置にかかる経費)

第7条 利用者は、装置の利用に要する経費のうち、次に掲げる費用を負担するものとする。

(1) 電気料

(2) 通信料

2 利用者が、故意又は重大な過失により装置等を損傷又は紛失した場合は、町長が特に認めた場合を除き、町長にその損害を賠償しなければならない。

(録音データの提供)

第8条 町長は、必要があると認める場合は、利用者から、その同意を得て、装置に保存された録音データの提供を求めることができる。

(変更等の届出)

第9条 利用者は、申請書の内容に変更があったときは、速やかに通話録音装置利用変更届出書(様式第3号)により、町長に届け出なければならない。

2 利用者は、装置を利用する必要がなくなった場合は、第5条の貸出期間にかかわらず、装置等の貸出しを中止することができる。この場合において、利用者は、通話録音装置貸出中止届出書(様式第4号)により、町長に届け出なければならない。

(利用の取消し及び装置等の返還)

第10条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、装置等の貸出しを終了するものとし、通話録音装置貸出終了通知書(様式第5号)により当該利用者に通知するものとする。

(1) 利用者が死亡したとき。

(2) 利用者が第2条各号に定める対象者に該当しないと認められるとき。

(3) 前条第2項の届出があったとき。

(4) 利用者がこの告示に違反したとき。

2 利用者(前項第1号に該当する利用者については、利用者の相続人等とする。)は、前項の通知を受けたときは、速やかに貸出された装置等を町長に返還しな

ければならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成29年6月1日から施行する。

様式第1号 (第3条関係)

通話録音装置利用申請書

年 月 日

和木町長 様

申請者

〒	
住所	
ふりがな	
氏名	印
電話番号	—
生年月日	年 月 日 (歳)
性別	男 ・ 女

通話録音装置を利用したいので、次のとおり申請します。

(1) 世帯構成【同居家族のうち、年齢18歳以上の者】

氏名	続柄	年齢	勤務の状況

(2) 連絡先【申請者の近況を確認できる者】 上記(1)が記載できない場合のみ記入
(3親等以内の親族が望ましい。別居の者、血縁関係のない者も可。)

氏名	申請者との関係	住所	電話番号

※ 当装置の利用にあたっては、「和木町通話録音装置貸与事業実施要綱」を順守することを誓約します。

町が必要と認めた場合、録音データの提供に協力します。

署名 _____ 印 _____

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

様

和木町長

通話録音装置利用承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のありました通話録音装置の利用について、
下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 承認

※ 設置作業日・時間帯については、あらためて和木町企画総務課より連絡します。

2 不承認

理由

様式第3号 (第9条関係)

年 月 日

和木町長 様

申請者 住所
氏名 (印)
(電話番号 ー)

通話録音装置利用変更届出書

年 月 日付けで承認通知のありました通話録音装置の利用について、申請内容を下記のとおり変更したいので、和木町通話録音装置貸出事業実施要綱第9条第1項の規定に基づき、届け出ます。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

和木町長 様

申請者 住所
氏名 ⑩
(電話番号 ー)

通話録音装置貸出中止届出書

年 月 日付けで承認通知のありました通話録音装置の利用について、装置を利用する必要がなくなったため、和木町通話録音装置貸出事業実施要綱第9条第2項の規定に基づき、届け出ます。

記

1 中止の内容

2 中止の理由

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

様

和木町長

通話録音装置貸出終了通知書

通話録音装置の利用について、下記のとおり貸出を終了しますので通知します。
なお、速やかに貸出を受けていた通話録音装置等を返還してください。

記

1 終了の理由

2 終了年月日

年 月 日